



第342号 令和3年(2021年) 7月

熊野町商工会案内

TEL 082 - 854 - 0216
 FAX 082 - 854 - 6458
 E-mail kumano@hint.or.jp
 URL: <https://www.kumasho.com>

期 日		行 事 予 定	
7/1	木		
2	金		
3	土		
4	日		
5	月		
6	火		
7	水	七夕 ギフトの日	・源泉所得税納付手続受付締切 ・新型コロナウイルス相談窓口（専門家対応）13:00～ ・三役会 10:30～
8	木	コメの日	
9	金		
10	土		
11	日		
12	月	パンの日	・源泉所得税(納期特例分)納期限
13	火		・就職ガイダンス in Kumano (町民会館) 受付 13:00～
14	水		・新型コロナウイルス相談窓口（専門家対応）13:00～
15	木	お菓子の日	
16	金		・新型コロナウイルス相談窓口（専門家対応）13:00～
17	土		
18	日	コメの日	
19	月		
20	火		
21	水		・新型コロナウイルス相談窓口（専門家対応）13:00～
22	木	海の日 夫婦の日	
23	金	スポーツの日	
24	土		
25	日		
26	月	ふろの日	・労働保険料等 第1期 口座振替日
27	火		
28	水	土用の丑 コメの日	・新型コロナウイルス相談窓口（専門家対応）13:00～
29	木		
30	金	梅干の日	
31	土	そばの日	

WEBセミナー 視聴できます！

商工会では、昨年度に引き続き会員事業所の経営に資するサービスとして、「いつでも・どこでも・好きなだけ」
 見ることの出来るWEBセミナーコンテンツが視聴できるサービスを会員の皆様に提供しています。経営全般、
 労務や税務、法律など約600種類にも及ぶ情報を見えていただくことが出来ます。
 熊野町商工会ホームページにありますWEBセミナーのバナーから、同封してあり
 ます別紙に記載されている「IDとパスワードを入力の上、是非ご視聴下さい。



合同企業説明会 就職ガイダンス in Kumano 開催!

求職者と求人者の出会いの場を提供し、優秀な人材確保の機会を創出する為、新型コロナ感染拡大防止に十分配慮した上で開催します。

日時：7月13日(火)
13:30~15:30

場所：熊野町民会館 1階「集会室」

小規模事業者持続化補助金 受付中

小規模事業者が商工会・商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の内、2/3を補助する制度です。

※補助上限 50万円(事業規模75万)
(コロナ型の場合、補助上限が上がります)

<補助対象となり得る取り組み事例>

今まで取り組んでいなかったサービスで
販路を開拓するための

- ①販促用チラシ作成、配布
- ②商談会・見本市への出席
- ③看板などの作成・設置
- ④商品パッケージの改良
- ⑤新商品開発経費・デザイン費用 など



<受付締切>

令和3年10月1日(金) (第6回受付締切)
令和4年 2月4日(金) (第7回受付締切)
申請支援を希望の場合、メ切から1ヶ月前迄に商工会へご連絡下さい。(村井・新谷まで)

新型コロナウイルス感染症関連 各種施策について **助成金**

<国からの支援制度(主なもの)>

- ・月次支援金 令和3年4~6月で前年・前々年同月比で50%以上の売上減少の事業所に給付(給付額 法人20万・個人10万を上限に計算式にて算出された額を給付)
- ・雇用調整助成金 雇用している従業員に対して休業補償を支払った事業所に助成金が支給されます

<町・県からの支援制度>

- ・熊野町 頑張る中小事業者応援金(町) 令和2年12月から3年2月までのいずれかの月の売上高が前年同月と比べて30%以上減少の場合 30万円給付
- ・頑張る中小事業者 月次支援金(県) 令和3年5、6月の月間売上が前年もしくは前々年の同月と比べて30%以上減少の場合、法人20万円 個人10万円を上限に給付
- ・感染症拡大防止協力支援金 第2期(県) 飲食店・カラオケ店等 時短・休業対象となる事業者向け

新型コロナ相談窓口 開設中!

緊急事態宣言が解除となり、徐々にではありますが日常を取り戻しつつあります。しかし、未だ売上の減少や資金繰りなど、経営を取り巻く環境が改善されるには、今しばらく時間がかかると思われます。

そこで、6月より商工会2階にて毎週水曜日並びに第3金曜日を専門家への相談日として、中小企業診断士や税理士の資格を持つ士業の方に直接相談が出来るよう窓口を開設しております。

補助金や助成金のことから、経営計画や資金繰り・税務等に関することまで、なんでも相談いただける窓口となっています。

別紙資料にて詳細や、事前申込書を入れておりますので、お困り事がございましたら是非窓口をご活用下さい。



源泉所得税 納期特例(7月)の納付指導のお知らせ

専従者や給与所得者を雇用している事業所の皆様で納期特例の制度を適用されている方は、上半期分(1月~6月分)の各従業員や報酬から預かっている源泉所得税を7月12日までに納付する義務があります。

商工会にて納付指導を受付けておりますので希望をされる方は、資料持込期限までに商工会へご相談ください。(別紙にて案内しております)

<受付期限>

7月7日(水)まで

<必要書類>

賃金台帳・納付書 他



給付制限などがありますので詳しくは商工会まで!